



## クルーズコントロール

追加型投信/内外/資産複合

### 基準価額の下値目安値の改定について

2024年4月12日から2024年7月11日までの下値目安値は**13,131円**となります。

この下値目安値は2024年4月11日の基準価額（13,399円）より2%低い水準です。

※下値目安値は基準価額がこれを下回らないように目標とされる水準であり、基準価額が下値目安値を下回らないことを委託会社が保証するものではありません。  
※過去の下値目安値については、当ファンドの「マンスリーレポート」をご覧ください。

#### 運用実績



※期間：2012年10月25日（設定日前営業日）～2024年7月11日（日次）。ただし、2024年4月12日～2024年7月11日は下値目安値のみを表示。  
※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。  
※作成時点において分配金実績はありません。

#### 騰落率

1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	10年	設定来
2.34%	4.41%	6.87%	10.98%	2.13%	7.67%	15.47%	33.99%

※騰落率の基準日は2024年4月11日時点  
※各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本をもとに計算しています。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※P5の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

商号等：アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

## 改定日の基準価額の-2%の水準で下値目安値を設けます

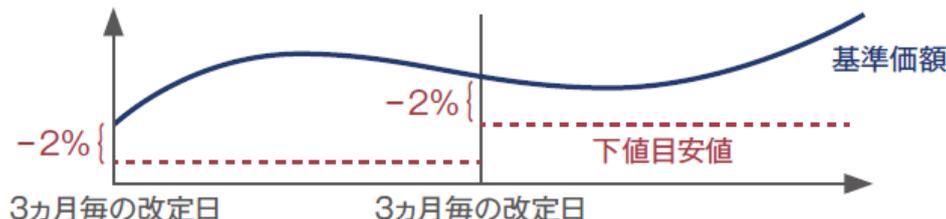
下値目安値は、3ヵ月毎に、改定日\*1の基準価額の-2%の水準に決定します。

\*1 改定日は毎年1月、4月、7月、10月の各11日(休業日の場合には翌営業日)です。

※ただし、当該水準は委託会社の判断により今後変更する場合があります。

### 下値目安値のイメージ

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{改定日の基準価額} \\ \hline 10,000\text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 100\% - 2\% \\ \hline 98\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{下値目安値} \\ \hline 9,800\text{円} \\ \hline \end{array}$$



## 基準価額の下落を一定水準までに抑えるため現金等を活用します

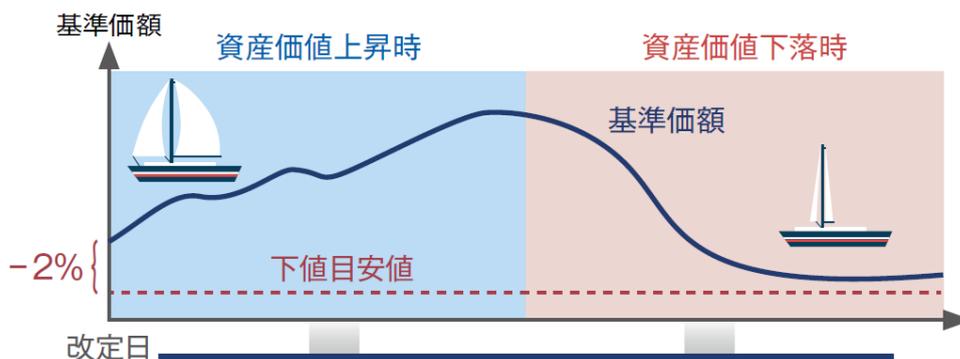
資産価値上昇時は、合計資産比率\*2を増加(=現金等\*3比率の減少)させることで値上がり利益の獲得をめざします。

一方、資産価値下落時は、機動的に合計資産比率を減少(=現金等比率の増加)させることで基準価額下落の抑制をめざします。

\*2 合計資産比率とは、「DIAMマネーマザーファンド」を除く6つのマザーファンドの投資比率の合計をいいます。

\*3 現金等とは、短期国債、コール・ローンなどの短期金融資産等をいい、当該資産へは、「DIAMマネーマザーファンド」を通じてまたは直接投資を行います。

※合計資産比率の決定にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社の投資助言を活用します。



### 値上がりをねらう

合計資産比率を引き上げる(=現金等比率を引き下げる)ことで、基準価額の上昇をねらいます。

### 下落の抑制を図る

合計資産比率を引き下げる(=現金等比率を引き上げる)ことで、基準価額が下値目安値を下回らないことをめざします。

※下値目安値は、基準価額がこれを下回らないように目標とされる水準であり、基準価額が下値目安値を下回らないことを委託会社が保証するものではありません。

※上記はイメージ図であり、実際にはこれと異なる場合があります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。また、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

**ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

○ 国内外の6資産に分散投資することにより、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

・国内外の株式および公社債に、以下のマザーファンドを通じて実質的に投資します。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド、  
外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、  
エマージング債券パッシブ・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド

・マザーファンドのほか、有価証券指数等先物取引等、指数に連動する投資成果をめざす上場している投資信託証券(ETF)、短期金融資産等へ投資する場合があります。

・実質的な組入外貨建資産に対しては、原則として、対円で為替ヘッジを行いません。

○ 基準価額の下落を一定水準(下値目安値<sup>(\*)</sup>)までに抑えることを目標とします。

・下値目安値は、3ヵ月毎に下値目安値の改定日(毎年1月、4月、7月、10月の各11日。休業日の場合には、翌営業日。)を設け、改定日における基準価額から-2.0%の水準とします。ただし、当該水準は、委託会社の判断により今後変更する場合があります。

・上記の運用目標は、現金等<sup>(\*\*)</sup>を活用し、基準価額の水準や市場環境等に応じて投資対象資産の合計資産比率<sup>(\*\*\*)</sup>を機動的に変更することで行います。

(\*) 基準価額が下値目安値を下回らないことを委託会社が保証等するものではありません(相場急落の場合などには、基準価額が下値目安値を下回る場合があります)。

(\*\*) 現金等とは、短期国債、コール・ローンなどの短期金融資産等をいい、当該資産へは、「DIAMマネーマザーファンド」を通じてまたは直接投資を行います。

(\*\*\*) 合計資産比率とは、「DIAMマネーマザーファンド」を除く6つのマザーファンドの投資比率の合計をいいます。

※各資産への投資比率および合計資産比率の決定にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社から投資助言を受けます。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

**主な投資リスクと費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 資産配分リスク…………… 当ファンドの実質資産配分において、収益率の悪い資産への配分比率が大きい場合、基準価額が下がる場合があります。  
当ファンドは現金等の保有比率を増加させることにより、基準価額の下落リスクの低減をめざして運用を行いますが、当手法が効果的に機能しない場合等により、基準価額の下落リスクを低減できない場合や、市場全体の上昇に追従できない場合があります。
- 株価変動リスク…………… 当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。
- 金利リスク…………… 一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。当ファンドは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。
- 為替リスク…………… 当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。
- 信用リスク…………… 当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式・債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。
- 流動性リスク…………… 当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。
- カントリーリスク…………… 当ファンドの実質的な投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等によっては、運用上の制約を受ける可能性があり、基準価額が下がる要因となります。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

**お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までには販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨーク証券取引所の休業日</li> <li>・ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ロンドン証券取引所の休業日</li> <li>・ロンドンの銀行の休業日</li> <li>・フランクフルト証券取引所の休業日</li> </ul>
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2012年10月26日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者のために有利であると認めるとき。</li> <li>・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。</li> <li>・マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合。</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき。</li> </ul>
決算日	毎年1月および7月の各11日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	当ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となることがあります。

**ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

※上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

**●投資者が直接的に負担する費用**

購入時手数料	購入価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

**●投資者が信託財産で間接的に負担する費用**

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.54%(税抜1.40%)</b>
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等</li> </ul> ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

### 投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

### 当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、実質的に債券、株式等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

#### ◆収益分配金に関する留意事項◆

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

#### ◆委託会社およびファンドの関係法人◆

- <委託会社>アセットマネジメントOne株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
 加入協会:一般社団法人投資信託協会  
 一般社団法人日本投資顧問業協会
- <受託会社>みずほ信託銀行株式会社
- <販売会社>販売会社一覧をご覧ください
- <投資顧問会社>みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社

#### ◆委託会社の照会先◆

- アセットマネジメントOne株式会社
- コールセンター 0120-104-694  
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
- ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

○印は協会への加入を意味します。

2024年4月12日時点

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社群馬銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第46号	○		○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号	○		○		
株式会社北陸銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社富山銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第1号	○				
スルガ銀行株式会社	登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号	○				
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号	○		○		
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号	○				
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第2号	○		○		
株式会社十八親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号	○				
株式会社肥後銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第3号	○				
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第2号	○				
株式会社仙台銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第16号	○				
株式会社東和銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第60号	○				
株式会社神奈川銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第55号	○				
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○	
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○		
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	○				
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第21号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○	
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号	○				
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第8号	○				
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第188号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第36号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○			○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○		
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○			
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○				
株式会社東北銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第8号	○				※1
株式会社東邦銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第7号	○				※1
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号	○		○		※1
株式会社広島銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号	○		○		※1
株式会社さらやか銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第15号	○				※1
第一生命保険株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第657号	○	○			※1
OKB証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第191号	○				※1
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2938号	○				※1
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	※1
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○	※1
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○				※1

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

○印は協会への加入を意味します。

2024年4月12日時点

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
水戸信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第227号					
埼玉縣信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第202号	○				
千葉信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第208号					
平塚信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第196号					
朝日信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第143号	○				
芝信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第158号					
城北信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第147号	○				
青梅信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第148号	○				
上田信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第254号					
諏訪信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第255号					
富山信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第27号					
福井信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第32号					
浜松磐田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第61号					
東濃信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第53号	○				
豊川信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第54号					
西尾信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第58号	○				
長浜信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第69号					
湖東信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第57号					
京都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第52号	○				
京都中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第53号	○				
大阪シティ信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第47号	○				
北おおさか信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第58号					
大和信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第88号	○				
奈良中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第72号					
きのくに信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第51号					
神戸信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第56号					
姫路信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第80号	○				
兵庫信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第81号	○				
尼崎信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第39号	○				
水島信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第48号					
西中国信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第29号					
高松信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第20号					
観音寺信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第17号					
愛媛信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第15号					
幡多信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第24号					
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第24号	○				
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)